

大口町健康づくり推進協議会設置要綱

(名称及び事務局)

第1条 この会は、大口町健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を大口町健康福祉部健康課に置く。

(目的)

第2条 協議会は、地域住民への保健衛生に関する知識、情報の提供と疾病予防及び体力向上等をめざすための活動を実践し、これを通じて健康あふれる家庭と地域づくり・まちづくりを推進しようとするものである。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 保健衛生全般に係る知識、情報の普及と啓発に関すること。
- (2) 地域住民の疾病予防と健康管理に関する指導等に関すること。
- (3) 健康づくりに関する基本的計画の作成と推進に関すること。
- (4) 地域住民の体力づくりに関する事業に関すること。
- (5) その他、健康づくりに必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 愛知県江南保健所職員
- (2) 一般社団法人尾北医師会
- (3) 一般社団法人尾北歯科医師会
- (4) 尾北薬剤師会
- (5) 地域自治組織
- (6) 代表健康推進員連絡会
- (7) 高齢者団体
- (8) 勤労者の健康づくりに関わる団体

- (9) 住民団体
 - (10) 識見を有する者
 - (11) 行政関係職員
 - (12) その他町長が必要と認める者
- (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠に委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (委員長及び副委員長)

第6条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員長が必要と認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員長に指名された者で構成する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、協議会の委員から選出し、副部会長は、部会長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会を代表し会務を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(書面審議)

第9条 第7条の規定にかかわらず、委員長は会議を招集する時間的余裕がないと

認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則 (昭和58年8月1日 大口町告示第36号)

この要綱は、告示の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年大口町告示第10号)

この要綱は、平成元年2月22日から施行する。

附 則 (平成5年大口町告示第55号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町健康づくり推進協議会設置要綱の規定は、平成5年10月1日から適用する。

附 則 (平成8年大口町告示第24号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町健康づくり推進協議会設置要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年大口町告示第22号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年大口町告示第35号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町健康づくり推進協議会設置要綱の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年大口町告示第25号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年大口町告示第56号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町健康づくり推進協議会設置要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年大口町告示第36号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年大口町告示第50号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年大口町告示第106号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町健康づくり推進協議会設置要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月27日 大口町告示第42号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日 大口町告示第138号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第37号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月1日 大口町告示第64号）

この要綱は、告示の日から施行する。